

指定障害福祉サービス事業所 管理者 様

石川県健康福祉部障害保健福祉課

障害児通所支援事業所等における定員超過利用減算の取扱いについて

平素より、本県の障害福祉施策にご協力賜り、御礼申し上げます。

指定児童発達支援・放課後等デイサービス事業所（以下「事業所」。）では、指定基準において、原則として、利用定員を超えて児童発達支援等の提供をしてはならないこととなっており、利用者数が利用定員を一定数上回るときは、定員超過利用減算を算定する必要があります。

今般、事業所実地指導等において、上記減算要件に該当するにも係わらず所定の減算措置を講じていない事業所が確認されたところです。

各事業所におかれましては、日々のサービス提供及び毎月の報酬の請求等にあたり、利用定員超過の確認及び、定員超過をした場合は所定の減算措置を適切に講じているところではあるかと思いますが、下記を参考に事務処理に遺漏なきようお願いいたします。

なお、生活介護等の日中活動サービス事業所についても、参考までに確認様式をお示しいたします。

【添付書類】

1. 別紙「定員超過利用減算の取扱い」

→ 事業所における定員超過の考え方について示しております。

1日単位及び過去3月間の利用実績に伴う定員超過利用減算がありますので、各事業所内で周知の方お願いいたします。

2. 別添「定員超過確認シート」

→ 過去3月間での定員超過利用減算の有無を確認する様式となっております。[記載例]を参考に、必要に応じて各事業所においてご確認をお願いいたします。

なお、当様式は「過去3月間」の利用実績に伴う減算を確認するものですが、「日単位」の利用実績に伴う減算は、日々の利用実績をご確認のうえ、所定の減算の有無をご確認ください。

【留意事項】

事業所実地指導では、定員超過した際の人員配置状況、（一定以上の定員超過をしている場合は）定員超過利用減算の算定状況等を確認しておりますので、今一度、事業所内の人員配置及び定員超過状況等についてご確認の方お願いいたします。

〈事務担当〉

石川県健康福祉部障害保健福祉課  
自立支援グループ 西山  
TEL：076-225-1428